

○「請負業務成績評定基準」の一部改訂について

請負業務成績評定要領(以下「要領」という。)については、平成14年3月29日国港建第318号により制定されたところであるが、その運用に当たっては、下記の点に留意されたい。

記

第1 対象業務

本基準の対象とする業務は、要領第2に規定された評定の対象業務のうち、港湾業務、空港業務、海岸業務及びその他これらに類する業務とする。

第2 評定者

要領第4の評定者(以下「評定者」という。)は、次の号に掲げる者とする。

一要領第4第一号に規定する「調査職員」は、設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領(平成8年4月1日港管第873号)(以下「事務処理要領」という。)第5条に定める総括調査員及び、主任調査員とし、「検査担当官」は、事務処理要領、第12条に定める検査職員とする。

第3 評定の方法

要領第5第1項に規定する評定は、次の号により行うものとする。

一 要領第5第1項の「業務成績」の評定は、別添1「業務成績評定実施基準」によるものとする。

第4 評定結果の記録

要領第5第2項に規定する評定表等への記録は、次の号により行うものとする。

一 要領第5第2項の「業務成績評定表」は、別添1「業務成績評定実施基準」の別記様式第1に記録するものとする。

第5 評定結果の通知

要領第8及び第9の規定に基づく通知(以下「評定通知」という。)は、次により行うものとする。

一 「業務成績」に係る評定結果の通知は、別紙第1「請負業務成績評定通知書」により通知するものとする。

第6 評定結果の説明請求に対する回答

要領第10及び第11の規定に基づく説明請求等の回答(以下、「評定説明」という)は、次の各号により行うものとする。

- 一 「業務成績」に係る評定説明は、別紙第2「請負業務成績評定に係る説明書」及び、別紙第3「請負業務成績評定に係る再説明書」により、回答するものとする。
- 二 要領第10の第3項に規定する委員会とは、「請負業務成績評定評価委員会」及び「事務所請負業務成績評定評価委員会」とし、別途定める「請負業務成績評定評価委員会規則」及び「事務所請負業務成績評定評価委員会規則」に基づき設置されたものである。
- 三 要領第11の第2項に規定する委員会とは、「地方整備局業務成績評定審査委員会」とし、別途定める「地方整備局業務成績評定審査委員会規則」に基づき設置されたものである。

附則

- 1、この請負業務成績評定基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。